第四十一条第一項中「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足改訂版」に、「配光形態の照射光線（以下「主走行ビーム」という。）」を「走行用ビーム（走行状態における照射光線をいう。以下同じ。）」に改め、同条第二項中「あっては協定規則第98号改訂版」を「あっては協定規則第98号改訂版補足改訂版」に、「協定規則第112号改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足改訂版」に改め、「自動車であって」の下に、「、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第98号改訂版補足改訂版6. 及び協定規則第112号改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足改訂版9. 3. 及び協定規則第112号改訂版補足改訂版10. 2. の規定に適合すればよいものとし」を加え、「あっては、協定規則第98号改訂版」を「あっては協定規則第98号改訂版補足改訂版」に、「とし、協定規則第98号改訂版」を「とし、協定規則第98号改訂版補足改訂版」に改め、「ものとし、協定規則第98号改訂版6. 及び協定規則第112号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版9. 3. 及び協定規則第112号改訂版10. 2. の規定に適合すればよい」を削り、同条第三項第一号中「ものにあっては、主走行ビーム」を「ものにあっては、主走行用ビーム（走行用ビームのうち主たるものをいう。以下同じ。）」に、同号ロ中「主走行ビーム」を「主走行用ビーム」に改め、同項第二号中「主走行ビーム」を「主走行用ビーム」に改め、同条第六項中「あっては協定規則第98号改訂版」を「あっては協定規則第98号改訂版補足改訂版」に、「協定規則第112号改訂版」を「協定規則第112号改訂版補足改訂版」に改め、「自動車であって」の下に、「、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第98号改訂版補足改訂版6. の規定及び協定規則第112号改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足改訂版9. 3. の規定及び協定規則第112号改訂版補足改訂版10. 2. の規定に適合すればよいものとし」を加え、「あっては、協定規則第98号改訂版」を「あっては協定規則第98号改訂版補足改訂版」に、「とし、協定規則第98号改訂版」を「とし、協定規則第98号改訂版補足改訂版」に改め、「ものとし、協定規則第98号改訂版6. の規定及び協定規則第112号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第98号改訂版補足改訂版9. 3. の規定及び協定規則第112号改訂版補足改訂版10. 2. の規定に適合すればよい」を削り、同条第七項中「基準は、協定規則第123号改訂版」を「基準は、協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改め、「ただし」の下に、「、型式の指定等を行う場合以外の場合にあっては協定規則第123号改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版補足改訂版9. 2. の規定に適合すればよいものとし」を加え、「あっては、協定規則第123号改訂版」を「あっては協定規則第123号改訂版補足改訂版」に、「とし、協定規則第123号改訂版」を「とし、協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改め、「ものとし、また、協定規則第123号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第123号改訂版9. 2. の規定に適合すればよい」を削り、同条第十一項中「協定規則第123号改訂版」を「協定規則第123号改訂版補足改訂版」に改める。

第四十二条第一項中「基準は、協定規則第19号第４改訂版」を「基準は、協定規則第19号第４改訂版補足改訂版」に、「あっては、協定規則第19号第４改訂版5. 6. 」を「あっては協定規則第19号第４改訂版補足改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号第４改訂版補足改訂版10. 3. 5. の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては協定規則第19号第４改訂版補足改訂版5. 6. (b)」に、「とし、協定規則第19号第４改訂版」を「とし、協定規則第19号第４改訂版補足改訂版」に改め、「ものとし、また、協定規則第19号第４改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第19号第４改訂版10. 3. 5. の規定に適合すればよい」を削る。

第四十四条第一項中「あっては、」を「あっては協定規則第119号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第119号改訂版9. 2. の規定に適合すればよいものとし、法第75条の２第１項の規定に基づく装置の型式の指定を行う場合以外の場合にあっては」に改め、「ものとし、また、協定規則第119号改訂版6. の規定にかかわらず、最小光度及び最大光度は、協定規則第119号改訂版9. 2. の規定に適合すればよい」を削る。

第四十五条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「括弧書きの規定」を「括弧書」に、「及び別紙１中ただし書き」を「、別紙１ただし書及び別紙２の1. 2. 1. 後段」に改め、「ものとし」の下に、「、この場合において、2. 2. の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3. 9. 3. の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を、「「標準電球」と」の下に、「、6. の規定中「白色又は橙色」とあるのは「白色」と、それぞれ」を加える。

第四十六条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「括弧書きの規定」を「括弧書」に改め、「ものとし」の下に、「、この場合において、2. 2. の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3. 6. 3. の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を、「「標準電球」と」の下に、「、それぞれ」を加える。

第四十七条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「ただし書き」を「ただし書」に、「なお書き」を「後段」に改め、「もの」の下に「とし、この場合において、別紙４の2. の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」とあるのは、「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」と読み替えるもの」を加える。

第四十八条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「6. 1. 括弧書き及び6. 3. の規定並びに同別添」を「6. 1. 1. 括弧書、6. 3. 及び」に改め、「ものとし」の下に、「この場合において、2. 2. の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に垂直な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3. 7. 3. の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を加え、「6. 1. 及び」を「6. 1. 1. 及び」に改め、「「標準電球」と」の下に、「、それぞれ」を加え、同条第三項中「あっては、」を「あっては」に、「ただし書き」を「ただし書」に、「なお書き」を「後段」に改め、「もの」の下に「とし、この場合において、別紙４の2. の規定中「別添52「灯火器及び反射器並びに指示装置の取付装置の技術基準」2. 30. 又は協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」とあるのは、「協定規則第48号第５改訂版2. 30. 」と読み替えるもの」を加える。

第五十条第一項中「あっては、」を「あっては」に、「の規定並びに別紙１中ただし書」を「、別紙１ただし書及び別紙２の1. 2. 1. 後段の規定」に改め、「ものとし」の下に、「、この場合において、2. 2. の規定中「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいい、灯火器が自動車に取り付けられた状態では、正規の使用状態において、灯火器の光源を通る水平線で、車両中心線に平行な軸線をいう。」とあるのは「「基準軸」とは、光度測定のための灯火器の特性軸をいう。」と、3. 9. 3. の規定中「交換式電球の受金形状は、標準電球を使用する場合にあってはＩＥＣ規格60061に定められた形状、定格電球を使用する場合にあってはＪＩＳ規格Ｃ7709に定められた形状、標準電球及び定格電球以外の電球を使用する場合にあってはその他の誤組付防止措置が図られた形状とする。」とあるのは「交換式電球の受金形状は、ＩＥＣ規格60061に定められた形状とし、使用する電球の種類の受金形状データシートを適用する。」と」を、「「標準電球」と」の下に、「、それぞれ」を加える。